

料金改定（令和4年4月1日施行）のお知らせ

特許庁

1. 令和4年4月1日に改定される料金

(1) 特許料（平成16年4月1日以降に審査請求をした出願）（特許法施行令第8条の2）

項目	改定前金額	改定後金額
（第1年から第3年まで）	毎年 2,100 円 + （請求項の数×200 円）	毎年 4,300 円 + （請求項の数×300 円）
（第4年から第6年まで）	毎年 6,400 円 + （請求項の数×500 円）	毎年 10,300 円 + （請求項の数×800 円）
（第7年から第9年まで）	毎年 19,300 円 + （請求項の数×1,500 円）	毎年 24,800 円 + （請求項の数×1,900 円）
（第10年から第25年まで）	毎年 55,400 円 + （請求項の数×4,300 円）	毎年 59,400 円 + （請求項の数×4,600 円）

※平成16年3月31日以前に審査請求をした出願の特許料について、改定はありません。

(2) 商標登録料（商標法施行令第4条）

項目	改定前金額	改定後金額
商標登録料	区分数×28,200 円	区分数×32,900 円
分納額（前期・後期支払分）	区分数×16,400 円	区分数×17,200 円
更新登録申請	区分数×38,800 円	区分数×43,600 円
分納額（前期・後期支払分）	区分数×22,600 円	区分数×22,800 円
防護標章登録料	区分数×28,200 円	区分数×32,900 円
防護標章更新登録料	区分数×33,400 円	区分数×37,500 円

(3) 国際出願（特許、実用新案）関係手数料（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令第2条）

項目	改定前金額	改定後金額
送付手数料+調査手数料（日本語）	80,000 円（内 送付手数料 10,000 円）	160,000 円（内 送付手数料 17,000 円）
送付手数料+調査手数料（英語）	166,000 円（内 送付手数料 10,000 円）	186,000 円（内 送付手数料 17,000 円）
国際調査の追加手数料（日本語）	60,000 円×（請求の範囲の発明の数-1）	105,000 円×（請求の範囲の発明の数-1）
国際調査の追加手数料（英語）	126,000 円×（請求の範囲の発明の数-1）	168,000 円×（請求の範囲の発明の数-1）
予備審査手数料（日本語）	26,000 円	34,000 円
予備審査手数料（英語）	58,000 円	69,000 円
予備審査の追加手数料（日本語）	15,000 円×（請求の範囲の発明の数-1）	28,000 円×（請求の範囲の発明の数-1）
予備審査の追加手数料（英語）	34,000 円×（請求の範囲の発明の数-1）	45,000 円×（請求の範囲の発明の数-1）

(4) 国際登録出願（商標）関係手数料（特許法等関係手数料令第3条の2）

項目	改定前金額	改定後金額
個別指定手数料（登録料相当分）	区分数×28,200 円	区分数×32,900 円
個別指定手数料（更新登録料相当分）	区分数×38,800 円	区分数×43,600 円

2. 基本的な適用の考え方

改正法等の施行日（令和 4 年 4 月 1 日）より前に納付される特許料等は改正前の料金（以下、「旧料金」といいます。）を適用します。

改正法等の施行日(令和 4 年 4 月 1 日)以降に納付される特許料等は改正後の料金（以下、「新料金」といいます。）を適用します。

国際出願に係る国際調査手数料（追加手数料含む）については、国際出願日（注）を基準として、予備審査手数料（追加手数料含む）については、当該手数料の納付日を基準として、改正法の施行日より前であれば旧料金、施行日以降であれば新料金を適用します。

（注）国際出願を受理した日（PCT 規則 14.1(c),15.3,16.1(f)）

なお、改正政令附則の規定により施行日以降の納付であっても旧料金を適用する場合があります。新旧料金適用の詳細と具体的な適用については、特許庁 HP「令和 3 年特許法等改正に伴う料金改定のお知らせ（令和 4 年 4 月 1 日施行）」(https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/kaisei/2022_ryokinkaitei.html)をご覧ください。